

# ふろろず 相談室

## 相続手続き②

家族が亡くなった後、複雑な相続手続きに頭を悩ませる人は多い。相続手続きの流れと留意点について、相続に詳しい司法書士法人田子事務所代表の田子洋督司法書士に話を聞いた。今回は、「相続財産の調査」につ

は、被相続人と同居していた場合でも、正確に把握するのが難しい場合が多いのが実情です。市区町村から毎年送られてくる固定資産税の納税通知書などを手がかりに所有不動産を特定したり、通帳やキャッシュカード、取引残高報告書などの郵送物を手がかりに金融機関や証券会社との取引を把握したり、といった地道な作業はなかなか大変です。最近では、ネット銀行やネット証券などの取

引も増えています。被相続人のパソコンの中にか手がかりがない場合もあり、相続財産の調査がより難しくなってきたります。相続財産の調査にかかるとは、生前に自身の財産についての情報を相続人と共有しておくという意識が大切です。エンディングノートなどを活用し、相続人に財産の内容を伝える手法も考えられます。相続発生後、もし、「相続財産の内容がなかなか特定できず、困っている」というようなお悩みがございましたら、当事務所の専門家にお気軽にご相談ください。また、相続財産には、「プラスの財産」だけではなく、借金や保証債務など「マイナスの財産」が含まれる場合があります。原則として、相続人は、相続が発生したことを知ったときから3カ月以内

相続の理想形は、最終的にそれぞれの相続人が、被相続人が残した財産を円満に引き継ぐことです。そのためにも、相続財産にはどのようなものがあるか、その評価はどの程度か、といった相続財産の調査が欠かせま

## 放棄や限定承認 期限内に手続き必要

なく、借金や保証債務など「マイナスの財産」が含まれる場合があります。原則として、相続人は、相続が発生したことを知ったときから3カ月以内(「熟慮期間」といいます)に、①単純承認(「プラスの財産」も「マイナスの財産」も全て相続) ②相続放棄(「プラスの財産」も「マイナスの財産」も一切相続しない) ③限定承認(相続した「プラスの財産」の限度で「マイナスの財産」を相続)のいずれかを選択する必要があります。熟慮期間内に何ら法的な手続きを取らなかった場合は、単純承認したものと見なされます。相続放棄、限定承認を行う場合は、いずれも熟慮期間内に手続き(家庭裁判所への申述)が必要となります。相続放棄は、他の相続人の意向にかかわらず、相続人1人だけでも手続きを進めることができますが、限定承認は、相続人全員で共同して手続きを進める必要があります。相続財産の内容が複雑で相続財産の調査に時間がかかるなど、熟慮期間内に判断できない場合は、家庭裁判所に熟慮期間の延長を申し立てることができですが、この手続きは熟慮期間内に行う必要があります。期限がある中で、相続財産を調査し、合理的に判断した上で、相続放棄、限定承認などの手続きを済ませるのは大変です。お困りの際は、当事務所の専門家に相談ください。(司法書士法人田子事務所)



司法書士法人田子事務所 事務所の皆さん

# 全体像の把握が難しい相続財産

## 学究派九段・青野照市が



あおの・てるいち 1953年1月31日、静岡県焼津市生まれ。68年に4級で故廣津久雄九段門下に入る。74年に四段に昇段し、プロ棋士となる。94年に九段。A級通算11期。これまでに勝率第一位賞や連勝賞、升田幸三賞を獲得。将棋の国際普及にも努め、2011年に外務大臣表彰を受けた。13年から17年2月まで、日本将棋連盟専務理事を務めた。

である。優秀棋士賞に渡辺明名人(9回)、敢闘賞に羽生(王将戦挑戦により)というのがある。新人賞は服部で、新人王戦は、今の選考規定では当然だが、優勝しなかった横綱に賞を出すのは、私には抵抗がある。指し回して勝利した将棋が選ばれた。女流の最優秀棋士賞は里見香奈女流五冠(13回)で、優秀棋士賞に西山朋佳女流三冠(2回)。当分の2人以外

年度が終わると、年間の成績表とも言つべき「将棋大賞」と、「賞金・対局料獲得電」が7割台というハイレベルな戦いだった。また他の記録は、対局数

## 「相続のお悩み＆ご相談」受け付け中(初回無料)

司法書士法人田子事務所は、相続手続きのほか、相続放棄、遺言作成、生前贈与など、相続全般に関するさまざまなお悩みのご相談を受け付けています。また、超高齢社会を生きるシニアをサポートするための財産管理、任意後見、死後

- 【市川本店】千葉県市川市市川1の7の15 カメイビル203。電話047・704・8500
- 【錦糸町支店】東京都墨田区錦糸3の8の8 リヴェール・ツムラ1001。電話03・6659・3610
- 【船橋支店】千葉県船橋市本町2の2の7。電話047・402・2345

相続受け付けます  
一般社団法人シニアライフよろず相談室  
電話03・59992・2463(平日9時~17時30分)  
フックス03・4496・4355  
1700013 東京都豊島区池袋1の33の8 NBF池袋タワー6階